

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第24号） *

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 衆議院農林水産委員会において中央公聴会及び4回目、5回目の審議が行われました！ -

【2】農業者年金関連情報

～農業者年金の新規加入者が2年連続の増加！～

【3】地域の話題等

道内6番目となる特定農業法人が誕生！

（北海道中富良野町、北海道庁発）

JA・行政ワンフロア化により担い手育成・確保の取組を推進

（三重県、東海農政局発）

【4】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

【滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県】

【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 衆議院農林水産委員会において中央公聴会及び4回目、5回目の審議が行われました！ -

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（担い手経営安定新法）の国会審議の様をお知らせします。

先週5月11日、衆議院農林水産委員会において、中央公聴会（公述人による意見陳述及び公述人に対する質疑）及び4回目の審議が行われました。

午前に行われた中央公聴会では、公述人として、

- ・久野修慈氏（塩水港精糖株式会社社長）
- ・吉野誠治氏（壱岐市農業協同組合組合長）
- ・林良博氏（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）
- ・山下惣一氏（農業・作家）

の4名が、政府案（「担い手経営安定新法」ほか2法案）及び民主党案（（衆）農政等改革基本法案）に対する意見を述べ、その後約1時間20分にわたって、同委員会の委員による質疑が行われました。政府案に対しては、公述人から、足腰の強い農業を構築するためには、まず農業の中核的な推進者である「担い手」を特定し、彼らを重点的に支援することが必要であり、本法案は大いに歓迎されるものである

との意見があった一方で、過去に生産実績を持たない農業者に対して何らかの対策を講じなければ、食料自給率の向上につながらないのではないかとの意見もありました。

また、同日午後及び本日5月16日には法案に対する質疑が約2時間半ずつ行われ、それぞれ、原田令嗣議員、岩國哲人議員及び小宮山泰子議員の3名、小平忠正議員及び山田正彦議員の2名からの質問に対し、中川大臣らが答弁しました。

次回は、明日5月17日に第6回目の審議が行われる予定となっています。

担い手経営安定新法の条文などは、こちらを御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

衆議院農林水産委員会における審議の様子は、衆議院のホームページから検索することができます。

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm>

【2】農業者年金関連情報

～農業者年金の新規加入者が2年連続の増加！～

去る4月28日、独立行政法人農業者年金基金において、平成17年度における農業者年金の加入実績が公表されましたので、その概要をお知らせします。

1．新規加入者は1,653人、2年連続で前年度より増加！

平成17年度の全国の新規加入者は1,653人（対前年度比+40人）と、2年連続で前年度より増加し、加入者累計では81,713人に達しました。

2．女性の加入者が大幅に増加！

新規加入者1,653人を男女別にみると、女性は477人と前年度より69人（16.9%）増と大幅に増加し、新規加入者の29%を占めています。

3．28県で前年度実績以上の新規加入！

都道府県別の新規加入者では、22県が前年度の新規加入者数を上回るとともに、6県で前年度と同数の実績を上げています。なお、前年度と比べて新規加入者数が大幅に増加した県は、以下のとおりです。

【平成17年度新規加入者増加数（対前年度比）ランキング】

第1位：青森県（+31人）

第7位：長野県（+10人）

第2位：岩手県・宮崎県（+24人）

第8位：沖縄県（+9人）

第4位：新潟県（+15人）

第9位：岐阜県・高知県（+7人）

第5位：福岡県（+14人）

第11位：神奈川県・香川県（+6人）

第6位：埼玉県（+13人）

・農業者年金に加入したい方、詳しい内容を知りたい方は、お近くの農業委員会ま

たはＪＡ、農業者年金基金にお気軽にお問い合わせください。
独立行政法人 農業者年金基金（TEL：03 - 3502 - 3199）
<http://www.nounen.go.jp/>

【 3 】 地域の話題等

道内 6 番目となる特定農業法人が誕生！

（北海道中富良野町、北海道庁発）

北海道のほぼ中央、上川支庁管内南部に位置する中富良野町で去る 3 月 3 日、道内 6 番目となる特定農業法人が設立されました。

同町は、耕地面積 4,400 ha のうち約 70% を水田が占め、水稻を基幹作物とする農業地帯として発展してきましたが、水田転作が進み、水田作のほか、畑作、田畑作の複合経営と一部酪農が営まれるようになり、転作率が 52% となった今では、多種多様な作物が生産されています。

一方、地域では高齢化や後継者不足が深刻化してきており、地域農業の維持・発展に支障が生じてくる可能性が出てきました。

このような中、同町とＪＡが中心的な役割を果たしながら、地域における話し合い活動などを通じて集落営農組織の育成・確保に向けた取り組みを進め、この度、集落内の農家で組織する「グリーンウェーブ西仲」が、農作業の共同化やブロックローテーションの導入、経理の一元化等に意欲的に取り組み、町内初となる特定農業法人となりました。

品目横断的経営安定対策への対応を踏まえた農用地の利用集積や作業の集約化、機械利用の効率化等といったこれからの経営発展が、町内外の先進・優良事例として広がっていくことが期待されています。

・問い合わせ先：北海道庁（TEL:011-231-4111（内線）27-372）

ＪＡ・行政ワンフロア化により担い手育成・確保の取組を推進

（三重県、東海農政局発）

三重県いなべ市、東員町及びＪＡいなべは去る 4 月 1 日、集落営農の組織化を中心とした担い手育成に共同で取り組むため、「いなべ営農支援センター」を設置しました。

いなべ市、東員町及びＪＡいなべは、これまでも連携して、稲作中心の土地利用型農業において集落営農の組織化などを支援してきましたが、平成 19 年産からの品目横断的経営安定対策の導入をはじめとする大きな政策転換が控えているにもかかわらず、いなべ市及び東員町内にある約 120 の集落の約 8 割で、未だ明確な将来ビジョンが固まっていないことから、より強力な支援体制の整備が必要と判断し、

同センターの設置に至りました。

同センターは、集落営農を組織化するために、まずは、各集落で地権者と生産者からなる農家組合の設立支援を行い、その話し合いの中で、共同で守るべきエリア、主たる従事者となるべき者、用排水の維持管理の仕方、生産調整への対応等を内容とする集落内の将来ビジョンづくりを支援することとしています。

また、取組体制としては、上記の2市町を5地区に分けて担当制を敷き、それぞれの地区の実態に合わせピンポイントで対応していくこととしています。

三重県においても、このような集落営農の組織化・法人化に向けた地域の取組を積極的に支援することとしています。

- ・問い合わせ先：東海農政局担い手相談窓口（TEL：052-201-7271）

【4】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今週は、近畿農政局管内から4県の事業をご紹介します。

各事業の詳しい内容については、各都道府県農政担当部局または各都道府県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

【滋賀県】

- ・「認定農業者利用集積緊急加速化事業」(940万円)(継続)

集落を単位に1ha以上の農地を認定農業者に集積するよう利用調整をした農用地利用改善団体等を対象に助成金を交付

交付額：標準的農地に対する交付額を1.2万円/10a（上限額は18万円（1.5ha相当））とし、集積した農地に遊休農地が含まれる場合は、現状復帰に要する経費として4万円/10aを加算

- ・「集落営農ステップアップ促進事業」(市町村振興総合補助金の内数)(継続)

特定農業団体の設立に取り組む集落や法人化計画等を実践する特定農業団体等に対して、ソフト・ハード両面での支援を実施

- ・「担い手不足集落緊急対策事業」(720万円)(新規)

担い手不足集落を対象として、集落内外からの担い手の発掘・育成、集落営農組織の設立、サポート事業体等集落外組織の登用など、各々の集落に応じた「担い手確保調整方針」を作成し、集落の担い手を明確化

【京都府】

- ・「農業・農村活性化経営体づくり事業」(継続)(1,400万円)

多様な担い手が結集して、地域と連携する中でその経営力を発揮できるよう、農地や農産物、人材などの地域資源をうまく組み合わせる農業経営を行う「農業・農

村活性化経営体」を創出し、その活動や機械・施設の整備等を支援

・「担い手育成支援団体推進事業」(1,660万円)(継続)

認定農業者・農業法人・集落営農組織の育成を府段階で支援していくため、京都府担い手育成総合支援協議会等が行う、府内の担い手育成の数値目標の設定とその達成に向けたアクションプログラムの策定、これに基づく担い手育成活動に対し助成

・「地域担い手育成総合支援協議会活動強化事業」(2,000万円)(継続)

地域段階で認定農業者・農業法人・集落営農組織の育成を図るため、府内各地域に担い手育成総合支援協議会を設置し、地域の担い手育成の数値目標の設定とその達成のためのアクションプログラムの策定、これに基づく担い手育成活動に対し助成

【兵庫県】

・「地域貢献認定農業者農地集積支援事業」(2,570万円)(継続)

離農の意向が強く遊休農地化するおそれのある復旧農地について、集落営農組織や認定農業者への集積を促進

・「水田営農元気アップ事業」(3,674万円)(継続・拡充)

集落営農組織や認定農業者等の担い手が、麦・大豆等の生産コストの低減、品質の向上を図るために必要な機械導入等の条件整備を支援

【奈良県】

・「地域営農確立担い手支援事業」(123万円)(継続)

認定農業者等の担い手が新たに賃借権等を設定し、規模拡大をした場合に助成金を交付

交付額：農作業を受託した場合 5,000円/10a

賃借権等を設定した場合 7,500/10a

遊休農地の復旧を目的に賃借権等を設定した場合 17,500円/10a

・「遊休農地解消・活用モデル事業」(49万円)(継続)

遊休農地の解消・活用に意欲的に取り組む、あるいは今後取り組むことが見込まれる集落営農組織等に対し、合意形成による営農ビジョンの作成等に要する経費を助成

< 編集後記 >

今号は、農業者年金の加入者に関する記事を掲載しました。農業者年金は、

- ・ 保険料が全額、社会保険料控除の対象となり大きな節税効果があること、
- ・ 認定農業者など一定の要件を満たす農業者や、家族経営協定を結んでいる方には、政策支援として国から最高5割（生涯では最高216万円）の保険料が助成されること

など、非常に多くのメリットがある年金制度です。農業者が1人でも多く加入し、自らの農業経営の安定等に生かしていただければと思います。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>